# 第 69 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答 (着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)

問1 電話のコストは、トラヒック比例分、加入者数比例分、呼数比例分に分けられます。IP化が進んだ場合、トラヒック比例分は小さくなると思います。トラヒック比例分、呼数比例分が小さくなれば、接続料金は小さくなり、電話の定額料金制が普及して、ビル&キープが導入しやすくなります。これらの関係をある程度定量的にご教示頂けますか。(※固定網に関するご質問と理解いただければと存じます。)

(酒井構成員)

### (ソフトバンク回答)

接続料金は(設備コスト+報酬) /需要(トラヒック)により決定するため、IP 化が進みトラヒック比例分、呼数比例分のコストが低廉化した場合も、トラヒックの増減による影響が加味されるため、接続料金が必ず小さくなるものではありません。

また、IP 化後の接続料金の低廉化と、電話の定額料金制普及にも明らかな相関があるとは言えないと考えます。

2020 年 11 月 17 日の第 49 回接続政策委員会の非公開ヒアリングでもご説明のとおり、ユーザ料金は、事業全体の収支バランスや競争環境における様々な要素で決定されています。接続料収入及び支出は、ユーザ料金やコストの一部を構成する一つの要素に過ぎず、各社の接続料金低廉化により接続料収支が小さくなったとしても、必ずしも柔軟な料金体系やユーザ料金の低廉化に繋がるものではありません。

なお、2 社間における双方のトラヒックボリュームが極端に小さく、精算コストの抑制幅が収支影響を上回る場合には、接続料が低廉化することでビルアンドキープ方式が導入しやすくなると考えます。一方で、一定のトラヒックボリュームがある前提においては、双方の NW の類似性や、発着トラヒックと接続料単金を掛けた精算総額の均衡について確認すべきであり、接続料が低廉化した場合も直ちに同方式が導入しやすくなるものではないと考えます。

# 第 69 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答 (トラヒック・ポンピング関係)

問1 貴社においてトラヒック・ポンピングによる被害額が毎月いくら程度 と想定できるか、試算値を示してください。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)	構成員限り

問2 トラヒック・ポンピングに対する事業者としての対応策について、既に 実施してそれなりの成果のあったものを示してください。さらに、今後、実 施する可能性のある対応策をお示しください。

(佐藤構成員)

#### (ソフトバンク回答)

- トラヒック・ポンピングへの対応策として、既に実施してそれなりの成果のあったものとしては、約款の規定(※)をもとにした対象ユーザの音声定額サービスから従量課金への変更や、急激にトラヒックが増加した着信事業者への状況確認が挙げられます。
- 今後については、トラヒック・ポンピングに対する総務省見解(業務改善命令に該当すること等)を明示・公表していただければ、それを事業者間協議にて活用し、解決に向けて対応していく考えです。

### ※当社音声定額サービスの約款記載抜粋

次の行為のいずれかに該当すると当社が認めた場合、適用されている料金プランから当社が指定する料金プランへの変更及び本サービスの解除をするとともに、お客さまのお申し込みによる他の料金プランへの変更及び本サービスへの再加入を一定期間制限します。この場合、あらかじめ料金プランを変更する日

及び変更する料金プラン並びに本サービスを解除する日を契約者に通知します。

- ・ 契約者が行う通信について契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの。
- 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、 一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信 を一定期間継続するもの。
- 契約者が行う通信について、通信による直接収入を得る目的で利用するなど、 通話以外の目的で利用するもの。
- 問3 トラヒック・ポンピングに対して貴社が対応策を講じる上で、課題となっている点や、制度的な手当が必要であると考えられる点があればお示し下さい。

(佐藤構成員)

## (ソフトバンク回答)

- トラヒック・ポンピングへの関与を協議の中で証明することは現実的には困難であると考えています。また、現時点ではトラヒック・ポンピング自体に関して総務省見解(業務改善命令に該当すること等)が明示・公表されていないため、トラヒック・ポンピングが疑われる状況であっても、明確に制度的に適切ではないと相手先事業者に主張が難しい状況です。
- 事業者からの申告に基づいて、トラヒック・ポンピング疑義のある事業者に対して総務省よりトラヒック急増理由等の確認や報告要請をいただくことで、事業者間協議よりもトラヒック・ポンピングへ関与している確証を得られる可能性が高まり、解決につながるものと考えています。また、トラヒック・ポンピングに対する総務省見解(業務改善命令に該当すること等)を明示・公表していただくことで、それを事業者間協議にて活用し、解決に向けて対応していきたいと考えています。